

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金 補助事業実施の手引 (令和4年度版)



— 目次 —

1	事業の概要	2
(1)	事業の目的	2
(2)	事業実施の流れ	2
(3)	補助金の概要	3
2	基本条件等	4
(1)	補助の対象となる事業	4
(2)	申請に係る留意事項	5
3	補助金の交付申請	6
(1)	はじめに	6
(2)	提出が必要な書類	7
4	事業の実施	9
(1)	はじめに	9
(2)	事業の実施	9
(3)	計画変更、中止・廃止	9
5	事業の完了報告	11
(1)	はじめに	11
(2)	提出が必要な書類	11
6	補助金の交付	14
(1)	補助金の振込み	14
(2)	補助対象設備の管理	14
7	問合せ先・書類の提出先	15
(1)	問合せ先	15
(2)	書類の提出先	15
	資料（記載例）	16

(注) 事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。

<工事業者の方へ>

屋内での工事等に当たっては、マスクを着用し、手指消毒を十分した上で、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて施工してください。

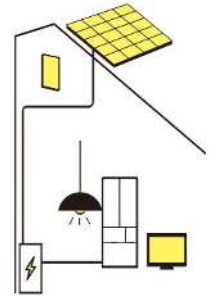
1 事業の概要

(1) 事業の目的

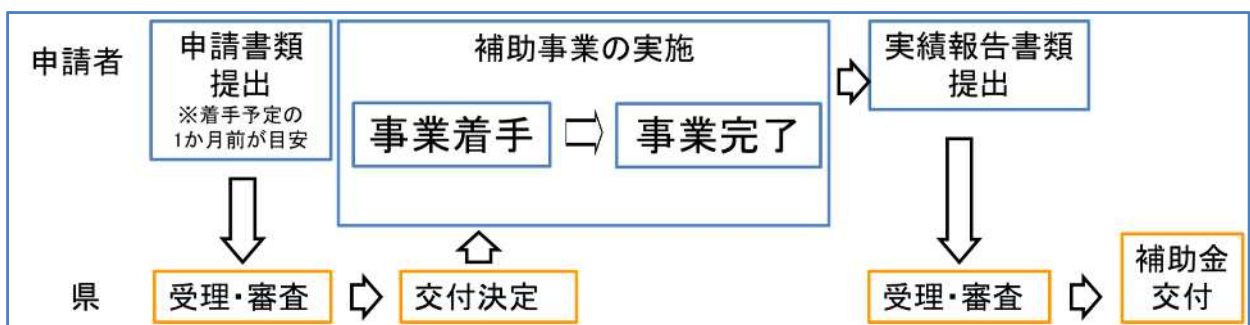
共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金は、県内の共同住宅（※1）に自家消費型太陽光発電設備（※2）及び蓄電システム等（※3）を導入する経費の一部を補助することによって、太陽光発電の更なる普及拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消を促進することを目的としています。

本補助事業は、「かながわスマートエネルギー計画事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に基づき実施しますので、補助金の交付を申請される方は、要綱と併せて内容を十分に理解した上で手続きを行ってください。

- ※1 2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいいます。また、事務所や店舗などとの併用住宅も含まれます。
- ※2 当該発電設備から得たエネルギーを、当該発電設備を導入した共同住宅の共用部分において自ら消費することを目的とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定）を受けない発電設備をいいます。
- ※3 自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいいます。



(2) 事業実施の流れ



(3) 補助金の概要

ア 補助対象者

- ・ 県内の分譲共同住宅の管理組合
- ・ 県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人（国及び公共法人を除く。）

イ 補助対象経費

自家消費型太陽光発電設備及び蓄電システム等（以下「太陽光発電設備等」という。）の導入に係る設備費及び設置工事費（設計に要する経費を含む。）から国補助金（太陽光発電設備等の設備費及び設置工事費該当額）及び消費税等を控除した額

ウ 補助額

補助対象経費の1/3又は100万円のうち、いずれか低い額

ただし、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備の発電出力が3kW未満の場合は、補助額が1/2になります。

また、県の補助金（要綱第3条第1項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金）を併用することはできません。

2 基本条件等

(1) 補助の対象となる事業

県内の共同住宅に、新たに太陽光発電設備等を導入する事業（以下「補助事業」という。）であって、次の要件に該当するもの

ア 補助事業を実施する共同住宅の共用部分において、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を消費し、かつ、余剰電力を新たに導入する蓄電システムに充電し、充電した電力を当該共同住宅の共用部分で消費することが可能であること（*4）。

イ 導入する太陽光発電設備等は未使用品（蓄電システムにあつては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであつて、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）であること。

ウ 新たに導入する自家消費型太陽光発電設備の発電出力（*5）が1kW以上であること。

エ 新たに導入する蓄電システムの設備が次のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 環境省令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

(イ) 環境省令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

(ウ) 次の基準を全て満たしていること

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること。（充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。）
蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	定格容量：JIS C 8715-1で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。 蓄電容量：1.0kWh以上であること。 サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること。
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力及び出力可能時間：明示すること。 保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。 修理保証：6年間の修理対応（有償無償問わず）及びその明示、保守部品保持 廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。 アフターサービス：連絡先を明示すること。
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	JIS C 8715-2を満足すること又はSBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること。

オ 新たに導入する蓄電システムの機能が次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 停電時においても操作を行うことなく、自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること。

(イ) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する共同住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。

* 4 居住の用に供する部分で消費する場合は対象外となります。

* 5 モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さい方です。

(2) 申請に係る留意事項

- ・管理組合が設立されていない分譲共同住宅については、建築主が補助金交付の申請を行えるものとし、補助金の交付決定を受けることができます。ただし、要綱第15条に規定する実績報告の提出以降の手続は当該申請後に設立された管理組合が行わなければなりません。
- ・補助事業を実施する賃貸共同住宅に補助事業者以外の共有者が存在する場合は、補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとします。

例：共有者がいる賃貸共同住宅に設備を導入する場合、共有名義で賃貸共同住宅を新築する場合

3 補助金の交付申請

(1) はじめに

ア 交付申請期間

令和4年4月27日（水）から令和5年2月28日（火）

ただし、予算額（500万円）に達した場合は申請期間終了前に受付を終了する場合があります。

イ 補助金交付申請から交付決定まで

要綱の規定に従い、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

注：申請の受理から交付決定まで通常1か月程度を要しますので、交付申請は、着手予定日の1か月以上前に提出してください。

提出された申請書類等については、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認し、要綱に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、申請者に書面で通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

(2) 提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

※提出先はP15「7 問合せ先・書類の提出先」参照

様式番号等	提出書類	備考
第1号様式	交付申請書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P17 記載例1参照)
第1号様式 別紙1	事業計画書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P19 記載例2参照)
添付資料	契約書(写し)	共同住宅の新築・購入と太陽光発電設備等に係る契約が別々の場合は、両方を提出してください。 ※注文書及び注文請書、購入申込書などでも可とします。
添付資料	契約書類の内訳書	上記の契約書に、太陽光発電設備等に係る経費の額が明記されていない場合は太陽光発電設備等に係る経費の額を証する書類を提出してください。 ※契約書の内訳書や明細書等がこれに当たります。
添付資料	仕様書	補助要件を満たすことが確認できる書類を提出してください。次について確認できるカタログや仕様書等が該当します。 ・太陽電池モジュールの型式、全体の定格出力 ・パワーコンディショナーの型式、定格出力 ・蓄電池ユニット、蓄電システムの型式(パッケージ型番)、定格容量 ・その他太陽光発電設備等を構成する機器の型式(パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備等)
添付資料	設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)	【機器配置図】 機器の配置が確認できる図面としてください。なお、屋根にパネルを設置する場合は、屋根の寸法等がわかるように作成してください。 【システム系統図・単線結線図】 通常時(連系運転時)と停電時(自立運転時)の両方で自家消費型太陽光、蓄電システム、分電盤の接続関係が確認できるとともに、電力の流れが確認できる図面としてください。 ※既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存設備についても記載してください。 ※太陽光発電設備等及び補助対象外の設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費可能であることが確認できる書類を提出してください。

添付資料	住民票	個人の場合に提出してください(発行日から3か月以内のもの)。 ※ <u>個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。個人番号(マイナンバー)の記載があると受理できません。</u>
添付資料	履歴事項全部証明書	法人の場合に提出してください(発行日から3か月以内のもの)。
添付資料	管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類	管理組合の場合に、太陽光発電設備等の設置が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類(議事録等)を提出してください。 なお、建築主が申請する場合にあっては、太陽光発電設備等が後に設立される管理組合により管理されることが確認できる書類を提出してください。
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	法人又は管理組合の場合に、提出してください。 ※ <u>神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。(P21 記載例3参照)</u>
添付資料	建物の登記関係書類	賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合に、次のいずれかの書類を提出してください。 ・登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの) ・検査済証(写し) ※ <u>共同住宅を新築する場合には、建築確認済証(写し)を提出してください。</u>
添付資料	自らの居住の用に供さないことが確認できる書類(写し)	太陽光発電設備等を設置する共同住宅にお住まいの個人の場合に、共用部分と居住部分のそれぞれについて、次のいずれかの書類を提出してください。 ・検針票(電気ご使用量のお知らせ等)(写し) ・需給契約書(写し)
第1号様式別紙3	委任状	補助事業者が複数の者の場合に、補助事業者を代表して申請手続を行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続に係る委任状を提出してください。(P22 記載例4参照)
添付資料	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

4 事業の実施

(1) はじめに

補助事業は、交付決定後に着手してください。交付決定前に着手した場合には、補助対象外となりますので注意してください。

<事業の着手に当たる行為>

- ・太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡しを受ける場合：共同住宅の引渡し
- ・その他の場合：太陽光発電設備等の工事

<事業の着手に当たらない行為>

- ・契約・代金の支払
- ・太陽光発電設備等の工事を含まない共同住宅の工事

(2) 事業の実施

ア 実施に当たっての注意

交付決定を受けた方は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は次のとおりです。

- ・補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ・次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (ア) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (イ) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- ・その他、補助金の交付等に関する規則及び交付要綱等の定めるところに従わなければなりません。

イ 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

(3) 計画変更、中止・廃止

補助事業の内容を変更しようとする場合、取りやめる場合は、速やかに次の手続をとってください。

なお、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについては、変更の承認を得る必要はありませんが、実績報告の際には、第11号様式別紙に、変更内容等が分かる書類を添えて提出してください。

ア 計画変更時（第4号様式）

変更する際は、次の書類を提出してください。

・変更承認申請書（P23 **記載例5**参照）

・変更箇所に係る確認書類（*6）及び事業計画書

*6 金額の変更：契約書又は見積書／機種の変更：仕様書等

イ 中止・廃止時（第7号様式）

中止・廃止する際は、次の書類を提出してください。

・中止・廃止承認申請書（P24 **記載例6**参照）

5 事業の完了報告

(1) はじめに

ア 事業の完了とは

次の期日のうち、最も遅い期日です。

- ・新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の「引渡し」
- ・新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の「支払完了」
- ・新たに導入した太陽光発電設備等の「設置工事の完了」

イ 書類提出の注意点

事業が完了してから2か月以内又は令和5年4月28日(金)のいずれか早い日までに実績報告書類(「2 提出が必要な書類」参照)を提出してください。(必着)

令和5年3月31日(金)までに実績報告書類を提出できない場合は、**実施状況報告書**(P25 記載例7参照)を提出してください。(必着)

<事業完了時期・必要書類・提出期限>

完了日	必要書類	提出期限
・1月31日まで	実績報告	完了日から2か月以内
・2月1日から2月28日の間	状況報告	3月31日(金)
	実績報告	完了日から2か月以内
・3月1日から3月31日の間	状況報告	3月31日(金)
	実績報告	4月28日(金)

注：日付はいずれも令和5年

提出された実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

注：提出先はP15「7 問合せ先・書類の提出先」参照

(2) 提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

様式番号等	提出書類	備考
第11号様式	実績報告書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P26 <u>記載例8</u> 参照)
添付資料	振込口座情報確認書類(写し)	以下の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。(申請者名義の口座に限る。なお、ネットバンク等の場合は、以下の事項を確認できる画面等の写しで可) <ul style="list-style-type: none"> ・補助金振込先の口座名義人(フリガナ) ・金融機関名及び店名 ・預金の種類 ・口座番号
第11号様式別紙1	事業結果報告書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P27 <u>記載例9</u> 参照)

添付資料	支出を証する書類（写し）	領収書や支払確認書類など、補助事業に係る支出を証する書類の写しを提出してください。
添付資料	支出を証する書類の内訳書（写し）	上記の支出を証する書類に、太陽光発電設備等に係る経費の額が明記されていない場合は、太陽光発電設備等に係る経費の額を証する書類を提出してください。 ※領収書の内訳書や明細書等がこれに当たります。
添付資料	実際の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	<p>【機器配置図】 機器の配置が確認できる図面としてください。なお、屋根にパネルを設置する場合は、屋根の寸法等が分かるように作成してください。</p> <p>【システム系統図・単線結線図】 通常時（連系運転時）と停電時（自立運転時）の両方で自家消費型太陽光、蓄電システム、分電盤の接続関係が確認できるとともに、電力の流れが確認できる図面としてください。 注：補助対象設備と補助対象外設備が判別できる書類を提出してください。</p>
添付資料	共同住宅の建物全体写真及び新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	<p>共同住宅の全体写真とともに、新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の次の完成写真を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真 ・パワーコンディショナーの型式及び製造番号が確認できる写真 ・蓄電池ユニットの型式及び製造番号が確認できる写真 ・その他太陽光発電設備等を構成するための機器の写真（パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備など） ・導入した設備が稼働可能なことが確認できる写真 <p>注：表示装置などで稼働状況を表示している次の写真を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連系運転時の写真（試運転時の写真も可） ・自立運転時の写真（自立運転機能の確認を行った写真）
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	<p>建築主が交付申請を行った場合にあっては、申請後に設立された管理組合について、提出してください。 ※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。（P21 記載例3参照）</p>
添付資料	引渡し証明	共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡しの期日を証する書類を提出してください。様式は問いません。

第11号様式 別紙2	仕様変更報告書	補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は提出してください。
添付資料	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

6 補助金の交付

(1) 補助金の振込み

実績報告書類の内容審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。

交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。

交付決定時から金額に変更がない場合は通知は行いません。

(2) 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

- 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」という。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
自家消費型太陽光発電設備	17年（建物附属設備の場合は15年）
蓄電システム等	6年

- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から、自家消費型太陽光発電設備に係る証拠書類等は17年間、蓄電システムに係る証拠書類等は10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
 - ア 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
 - イ 法人又は管理組合にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 問合せ先・書類の提出先

(1) 問合せ先

電話 045-210-4115 (直通)

<参考>

「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入費補助金」ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/kanagawa-kyoudouzyutaku.html>

(2) 書類の提出先

郵送で提出してください。持込みによる提出は受け付けません。

また、県から問合せがあった際などのために必ず写しを手元に保管してください。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課

太陽光発電グループ 共同住宅用太陽光補助金担当

資料（記載例）

— 目次 —

【申請時に必要な書類（要綱第6条関係）】

記載例 1	交付申請書（第1号様式）	17
記載例 2	事業計画書（第1号様式別紙1）	19
記載例 3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）	21
記載例 4	委任状（第1号様式別紙3）	22

【計画変更時に必要な書類（要綱第11条関係）】

記載例 5	変更承認申請書（第4号様式）	23
-------	----------------	----

【中止・廃止時に提出が必要な書類（要綱第11条関係）】

記載例 6	中止・廃止承認申請書（第7号様式）	24
-------	-------------------	----

【実施状況報告時に提出が必要な書類（要綱第12条関係）】

記載例 7	実施状況報告書（第10号様式）	25
-------	-----------------	----

【実績報告時に提出が必要な書類（要綱第15条関係）】

記載例 8	実績報告書（第11号様式）	26
記載例 9	事業結果報告書（第11号様式別紙1）	27

記載例 1

別表 2 第 1 号様式 (第 6 条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書

提出日を記載すること。

令和 4 年 ○月 ○日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒231-1234
 住所 横浜市中区〇〇町123-45
 (法人等の場合は所在地)
 フリガナ ヨコハマカ カリクミアイ
 リジチョウ カガリ ケン
 氏名 横浜中マンション管理組合
 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)
 理事長 神奈川 健
 (個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)
 生年月日 T・S・H 年 月 日生
 性別 男 ・ 女

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、5の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

県内の共同住宅において、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業計画書(第1号様式別紙1)のとおり太陽光発電設備等を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部として使用します。

2 補助金交付申請額

1,000,000円(千円未満切捨て)

第1号様式別紙1の「3 補助事業に係る経費の内訳」から算出した申請額を記載すること。

3 申請者の連絡先

TEL: 090-1234-XXXX	FAX:
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

4 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

(自家消費型太陽光発電設備)

事業者名: 関内ホーム株式会社 △△支店	交付申請に関する技術的事項を把握している者の連絡先(携帯電話可)等を記載すること。
TEL: 045-XXXX-1234	FAX:
部署名・役職名 設計部	担当者名 平塚

(蓄電システム等)

事業者名：			
TEL：		FAX：	
部署名・役職名		担当者名	

※ 交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

5 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、県の同一会計年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（本申請以外の予定も含む。）。

別表 2 第 1 号様式別紙 1

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健	
補助事業で設置する設備を設置した共同住宅について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は、地番も記載)	横浜市中区〇〇1-2-3	
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 分譲共同住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅	
	取得の別	有	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他
		無	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅 (□改築あり)
事業着手予定日※1		令和〇年〇月〇日	
事業完了予定日※2		令和〇年〇月〇日	

※1 太陽光発電設備等について、共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電設備等の設置工事の着工日を記載してください。

※2 次のうち、最も遅いもの予定日を記載してください(補助事業を実施する年度の3月31日まででなければなりません。)

- (1) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電設備等の設置工事の完了

2 設備の概要

太陽電池モジュールのメーカー名	〇〇〇
太陽電池モジュールの公称最大出力*と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20枚 = 5,000W
	(型式番号: DEF-150) 150 W × 8枚 = 1,200W
	(型式番号:) W × 枚 = W
	(型式番号:) W × 枚 = W
	太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切捨て)
パワーコンディショナーのメーカー名	□□□

パワーコンディショナー の公称最大出力及び接 続する太陽電池モジュ ールの出力*	(一台目) (型式番号: GHI-50) 3.0 kW (3.7kW)
	(二台目) (型式番号: JKL-40) 2.0 kW (2.5 kW)
	(三台目) (型式番号: _____) _____ kW (小数点第3位以下切捨て)
蓄電システムのメー カー名	△△△
パッケージ型番	MNO-12345
蓄電容量	10.0 kWh (小数点第3位以下を切捨て)
設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	上記の設備は全て申請要領に定める設 備に係る要件を満たす設備である。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	上記の設備は全て未使用品である。 注電気自動車のリユースバッテリーを使用して 製品化した蓄電システムとして、蓄電シス テムとして製品化された後の性能が低下し たものは未使用品とみなす。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

パワーコンディショナーが
複数の場合は、設計図面、
仕様書等を参照して実際の
配分を記載すること。

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

蓄電容量は「定格容量」
を記載すること。

3 補助事業に係る経費の内訳

単位：円

太陽光発電設備等の導入に係る経費 (A=B+C)	3,200,000円
太陽光発電設備等の設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (B)	2,200,000円
(うち、太陽電池モジュールに係る経費)	()円
(うち、架台部分に係る経費)	()円
(うち、蓄電池に係る経費)	()円
(うち、パワーコンディショナーに係る経費)	()円
(うち、非常用電気設備に係る経費)	()円
(その他 (モニター、ケーブル等) の設備費)	()円
太陽光発電設備等の工事費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (C)	1,000,000円
国の補助金を受ける場合、その金額(太陽光発電設備等該当額) (D)	70,000円
補助対象経費 (E=A-D)	3,130,000円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (F=E/3)	1,043,333円
予定額 ((F) 又は1,000千円のうち、いずれか低い額) (G)	1,000,000円
補助金交付申請額 ・ 太陽光発電設備の発電出力が「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光 発電設備等導入費補助金実施要領 (以下「実施要領」という。)」に定 める数値未満の場合 →申請額 = (G) × 1/2 ・ 太陽光発電設備の発電出力が実施要領に定める数値以上の場合 →申請額 = (G) (千円未満切捨て)	1,000,000 円 今回は導入量「5.0kW」なので (G)の金額が申請額となる。

別表 2 第 1 号様式別紙 2

提出日を記載すること。

役員等氏名一覧表

法人で申請する場合には必ず提出すること。
(販売・設置・施工業者の役員一覧ではありません。)

令和 4 年 ○月 ○日現在

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者 理事長	神奈川 健	カナガワ ケン	T S H 44. 4. 4	男	横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3 - 1 0 1
理事	鎌倉 逗子	カマクラ トコ	T S H 56. 5. 6	女	横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3 - 2 0 1
理事	三浦 大和	ミウラ ヤマト	T S H 55. 5. 5	男	横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3 - 3 0 1
理事	葉山 綾	ハヤマ アヤ	T S H 43. 4. 3	男	横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3 - 4 0 1
理事	松田 開成	マツダ カイセイ	T S H 33. 3. 3	男	横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3 - 5 0 1
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

神奈川県警察本部に照会する際に必要な項目ですので、
全ての項目を記載すること。

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称) 横浜中マンション管理組合

(代表者の職・氏名) 理事長 神奈川 健

記載例 4

別表 2 第 1 号様式別紙 3

補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状

提出日を記載すること。

令和 4 年 ○月 ○日

委任者 住所（法人等の場合は所在地）

小田原市○○3-2-1

フリガナ カイ アイ

氏名 中井 愛

〔法人等の場合は名称
及び代表者の職・氏名〕

（個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日 T (S)・H 58年5月8日生

性別 男 (女)

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

申請者の情報を記載すること。

受任者

代表者 住所（法人等の場合は所在地）

小田原市○○3-2-1

氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）

中井 平

記載例 5

別表2 第4号様式 (第11条関係)

提出日を記載すること。

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認申請書

令和4年 ○月 ○日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 231-1234
住所 横浜市中区○○町123-45
〔法人等の場合は所在地〕
氏名 横浜中マンション管理組合
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕 理事長 神奈川 健

番号の前に産総と記載すること。

交付決定通知書の日付、
番号を記載すること。

令和4年 ○月 ○日付け 産総 第○○○号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 円 変更後 円 (千円未満切捨て)

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	蓄電システムの型式 MNO-12345 (定格容量10.0kWh) 太陽電池モジュール枚数 ABC-250×20枚 DEF-150×8枚 (定格出力6.2kW)	蓄電システムの型式 JKL-12346 (定格容量4.9kWh) 太陽電池モジュール枚数 ABC-250×16枚 DEF-150×8枚 (定格出力5.2kW)

3 変更の理由

屋根の形状変更に伴って、設置できる太陽電池モジュールにも変更が生じ、また、あわせて導入する蓄電システムも変更したため。

記載例 6

別表 2 第 7 号様式 (第 11 条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止承認申請書

提出日を記載すること。

令和 4 年 ○月 ○日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

〒 2 3 1 - 1 2 3 4

番号の前に産総と記載すること。

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇町 1 2 3 - 4 5

交付決定通知書の日付、
番号を記載すること。

氏 名
〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

横浜中マンション管理組合
理事長 神奈川 健

令和 4 年 ○月 ○日付け 産総 第〇〇〇号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止の内容

太陽光発電システムの設置工事

内容と理由それぞれの
項目を記載すること。

2 中止・廃止の理由

設置工事を年度内に終わることができないため。

別表 2 第10号様式 (第12条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実施状況報告書

提出日を記載すること。

令和4年 ○月 ○日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

横浜市中区○○町123-45

番号の前に産総と記載すること。

(法人等の場合は所在地)

氏 名

横浜中マンション管理組合
理事長 神奈川 健

交付決定通知書の日付、
番号に記載すること。

(法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名)

令和4年 ○月 ○日付け 産総 第○○○号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の令和5年 ○月 ○日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

令和5年3月1日に太陽光発電設備等の工事に着手し、令和5年3月7日に工事を完了した。

補助対象設備の設置工事の着手日及び補助対象設備の設置工事完了日を記載すること(新築の場合は住宅の引渡し日も記載すること。)

2 補助対象経費の執行状況

令和5年3月27日に支払を完了している。

補助事業に係る代金の支払いが完了した日を記載すること。

記載例 8

別表 2 第11号様式 (第15条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書

提出日を記載すること。

令和4年 ○月 ○日

神奈川県知事 殿

交付決定通知書に記載されている日付と番号を記載すること。

番号の前に産総と記載すること。

申請者 郵便番号 〒 231-1234
 住所 横浜市中区〇〇町123-45
〔法人等の場合は所在地〕
 氏名 横浜中マンション管理組合
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕 理事長 神奈川 健

令和4年 ○月 ○日付け 産総 第〇〇〇号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

添付した通帳等の写しと同じ内容を記載すること。

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ) ヨコハママンションカンクミアイ リジチョウ カガリ ケン 横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健
金融機関名	〇〇〇銀行
店名	△△△支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	1234567

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

申請者本人の口座を記載すること。

事業結果報告書

共同住宅の購入の場合
⇒引渡し証明の日付
新築・設置工事の場合
⇒太陽光発電システム等の着工日

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健	
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	横浜市中区〇〇1-2-3	
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 分譲共同住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅	
	取得の別	有	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅 (□改築あり)
事業着手日※1		令和4年 11月 5日	
事業完了日※2		令和4年 12月 2日	(2)
設置した太陽光発電設備等の所有権は全て申請者に移転済みである		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

※1 太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電設備等の設置工事の着工日を記載してください。

※2 次のうち、最も遅い日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

- (1) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電設備等の設置工事の完了

2 設備の概要

太陽電池モジュールのメーカー名	〇〇〇
太陽電池モジュールの公称最大出力*と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20枚 = 5,000W
	(型式番号: DEF-150) 150 W × 8枚 = 1,200W
	(型式番号:) W × 枚 = W
	(型式番号:) W × 枚 = W
	太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切捨て)
パワーコンディショナーのメーカー名	□□□

パワーコンディショナー の公称最大出力及び接 続する太陽電池モジュ ールの出力*	(一台目) (型式番号: GHI-50)	3.0 kW (3.7kW)
	(二台目) (型式番号: JKL-40)	2.0 kW (2.5 kW)
	(三台目) (型式番号: _____)	_____ kW
蓄電システムのメー カー名	△△△	
パッケージ型番	MNO-12345	
蓄電容量	10.0 kWh (小数点第3位以下を切捨て)	
設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	上記の設備は全て申請要領に定める 設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	上記の設備は全て未使用品である 注電気自動車のリユースバッテリーを使用し て製品化した蓄電システムであって、蓄電 システムとして製品化された後の使用実績 がないものは未使用品とみなす。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

パワーコンディショナーが
複数の場合は、設計図面、
仕様書等を参照して実際の
配分を記載すること。

蓄電容量は「定格容量」を
記載すること。

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

太陽光発電設備等の導入に係る経費 (A = B + C)	3,200,000円
太陽光発電設備等の設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (B)	2,200,000円
(うち、太陽電池モジュールに係る経費)	(円)
(うち、架台部分に係る経費)	(円)
(うち蓄電池に係る経費)	(円)
(うち、パワーコンディショナーに係る経費)	(円)
(うち、非常用電気設備に係る経費)	(円)
(その他 (モニター、ケーブル等) の設備費)	(円)
太陽光発電設備等の工事費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (C)	1,000,000円
国の補助金を受ける場合、その金額(太陽光発電設備等該当額) (D)	70,000円
補助対象経費 (E = A - D)	3,130,000円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (F = E / 3)	1,043,333円
予定額 ((F) 又は1,000千円のうち、いずれか低い額) (G)	1,000,000円
補助金交付申請額 ・ 太陽光発電設備の発電出力が「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光 発電設備等導入費補助金実施要領 (以下「実施要領」という。)」に定 める数値未満の場合 →申請額 = (G) × 1/2 ・ 太陽光発電設備の発電出力が実施要領に定める数値以上の場合 →申請額 = (G)	1,000,000円
(千円未満切捨て)	